

No.1-6

事務事業評価シート1-1

は、プルダウンメニューから選択

事務事業No. 01 - 6

事業分類		<input type="checkbox"/> ソフト <input type="checkbox"/> ハード <input checked="" type="checkbox"/> 必需		公的関与 1		作成日 28年 5月 23日				
事務事業名 職員健康管理事業				シート作成部署						
総合計画上の位置付け	基本施策	6 語らいのあるまち		課名	総務課	係名	人事係			
		6-4 行財政運営の充実したまちをつくる		シート作成者						
	施策	6-4-1 町民サービスの向上		予算費目	会計	一般				
		③ 人材の育成			款	2				
主要施策			項		1					
				目	1					
住民との関わり		特になし								
事業の対象・目的・内容	対象（誰を、何を）		目的（どういう状態にしたいのか）							
	職員		職員が心身共に健康で職務に専念できるようにすることにより、公務能率の維持及び向上を目的とする。							
事業内容（どのような方法で、何を行うのか）		<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の定期健康診断、各種がん検診、人間ドック、脳ドックの受診（費用については、定期健康診断及び人間ドックの一部を町負担）</li> <li>診断結果を産業医に診てもらい、必要であれば面談等を実施</li> </ul>								
事業期間		昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 年度 ~ 平成 年度（年間） <input checked="" type="checkbox"/> 期間設定なし								
根拠法令・要綱等		労働安全衛生法、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律								
		平成26年度（決算）		平成27年度（決算）		平成28年度（予算）				
全体事業費（千円）A+B		2,612		2,765		3,059				
財源内訳	国庫支出金		0		0		0			
	県支出金		0		0		0			
	地方債		0		0		0			
	その他特定財源		0		0		0			
	一般財源		1,952		2,105		2,399			
直接事業費（千円）A		1,952		2,105		2,399				
人件費（千円）B		660		660		660				
内訳	一般職員（人・千円）		0.10 人 660		0.10 人 660		0.10 人 660			
	臨時職員（人・千円）		人 0		人 0		人 0			
成果指標	成果指標名		単位		27年度		28年度		29年度	
					目標		実績		（目標）	
	① 定期健康診断又は人間ドック受診割合		%		100		100.0		100	
	②									
③										
説明		労働安全衛生法第66条第1項の規定により、職員に健康診断を受診させなければならないため、目標は100%とする。								

事業名	職員健康管理事業	シート作成課	総務課
-----	----------	--------	-----

一次評価者	総務課長	二次評価者	総務部長
-------	------	-------	------

評価項目の説明	チェック項目		一次の評価又は説明		
	一次	二次			
必要性	<ol style="list-style-type: none"> <li>事業開始時の目的を概ね達成するなど実施意義が低下している。</li> <li>社会情勢の変化など時の経過とともに事業開始時の目的が変化してきている。</li> <li>利用者、対象者の減少など住民ニーズの低下傾向がみられる。</li> <li>住民ニーズを上回るサービス提供となっている。</li> <li>国や他市町と比較するとサービスの対象や水準を見直す余地がある。</li> <li>国や県のサービスと重複している。</li> <li>民間のサービスと競合している。</li> <li>厳しい財政状況の中、実施する緊急性が認められない。</li> </ol>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	労働安全衛生法、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律により、職員健康診断の実施は事業主の責務とされています。	
有効性	<ol style="list-style-type: none"> <li>施策の目的を実現するために、事業内容が必ずしも適切とはいえない。</li> <li>施策への貢献度が著しく高いとはいえない。</li> <li>施策の中で類似・重複した事務事業が存在する。</li> <li>事業の継続をしても成果の向上が期待できない。</li> </ol>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	安定した行政サービスを提供していくため、職員の健康管理は不可欠な問題として捉え、継続して実施していきます。	
達成度	<ol style="list-style-type: none"> <li>事業開始時の目標設定に比べて進捗状況が劣っていると思う。</li> <li>事業開始時の目標に比べて成果があまり上がっていないと思う。</li> <li>概ね目標を達成していると思う。</li> <li>十分に目標を達成していると思う。</li> </ol>	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	定期健康診断、人間ドックの未受診者に受診を促していく必要があります。また、精神疾患への対応も課題となっています。	
効率性	<ol style="list-style-type: none"> <li>効果に比べてコストが高い（他市町や類似業務を行う民間に比べて）。</li> <li>現在の事業実施主体の他に効率的に事業を実施できる主体がある。</li> <li>他の実施主体のノウハウを活用できる。</li> <li>他の実施主体を活用しても公平性・公正性等が担保され、行政責任が問われない。</li> <li>事業実施している人員、手段等の見直しによりコスト削減の余地がある。</li> <li>電子化等の事務改善によりコスト削減の余地がある。</li> <li>契約方法の変更などによりコスト削減の余地がある。</li> </ol>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	継続的な健康管理を進めていくことや、検診項目の充実等も職員の健康管理を進めていくためには必要であり、費用面では横ばいの状態が続きます。	

本事務事業の実施適切性の説明

労働安全衛生法第66条第1項により、職員に健康診断を受診させなければならない。  
安定した行政サービスを提供していくためにも、職員の心身について健康管理を行う必要があります。  
また、産業医と精神疾患職員の主治医との連携が必要であります。

一次評価	評価	必要性	有効性	達成度	効率性	総合評価	
		4	4	2	4	(8) B	(8) A
						(7) D	(6) C
今後の方針	休・廃止		見直し		継続		拡大
今後の改革・改善目標	業務の多様化により、職員の身体・精神の健康管理が更に必要であり、産業医の指導を受けながら、心身の健康管理を図る必要があります。特に、メンタルヘルスの対策を講じる必要があるため、メンタルヘルスチェックを継続していきます。						

二次評価	評価	必要性	有効性	達成度	効率性	総合評価	
		4	4	3	4	(8) B	(8) A
						(7) D	(7) C
今後の方針	休・廃止		見直し		継続		拡大
コメント	地方分権の進展や業務の多様化により、職員の身体・精神の健康管理が更に必要であり、産業医の指導を受けながら、心身の健康管理を図る必要があります。また、職員の異常に気付く職場環境の構築も必要であります。						

二次評価に対する課の考え方							
---------------	--	--	--	--	--	--	--

参画協働の今後の方針	いつから	平成	年度から	1	現在の手段を継続する		
------------	------	----	------	---	------------	--	--